

1. 情報提供制度の変遷

- ・昭和45年 情報提供制度の導入
※特許法施行規則13条の2
- ・昭和58年 審査に利用されたか否かのフィードバック等を開始
※運用サービス
- ・平成7年 提供できる情報の種類を拡大、氏名等の省略可
- ・平成15年 特許付与後における情報提供制度を導入
※特許法施行規則13条の3の追加
- ・平成17年 出願公開前の特許出願について、情報の提供が可能に
- ・平成19年1月 オンラインでの情報提供の受付を開始

2. 特許付与後の情報提供制度のメリット

「特許付与後の情報提供制度の具体的メリットとしては、次のような事項が挙げられる。

(1) 特許権者が、特許の活用の際に提供情報を事前に検討することができるとともに、必要に応じて特許の瑕疵を訂正審判により治癒することができるため、不要な紛争を事前に防止することができる。

(2) 無効審判を請求しようとする者が、それまでに提供された情報を参考にして無効審判請求をすることができるため、より充実した無効理由・証拠を提示することができ、特許付与の見直し機能を補完することができる。

(3) 無効審判又は訂正審判が請求された際には、審判官が職権審理の裁量権を有するところ、審判官が適切と認めた場合には、提供情報を職権審理の対象とすることもできるため、より迅速・的確な審理が期待できる。

(4) 侵害訴訟と並行して訂正審判が請求された場合に、侵害被疑者（通常は、訴訟被告）が、当該制度を利用して権利濫用の抗弁に使用した証拠を審判官に提示することができるため、相手方の存在しない査定系の訂正審判の審理においても独立特許要件等の訂正要件についての審理を的確に行うことができる。」

出典：特許庁『平成15年改正法における無効審判等の運用指針』平成15年11月 p.153

3. 特許付与後の情報提供制と審判請求

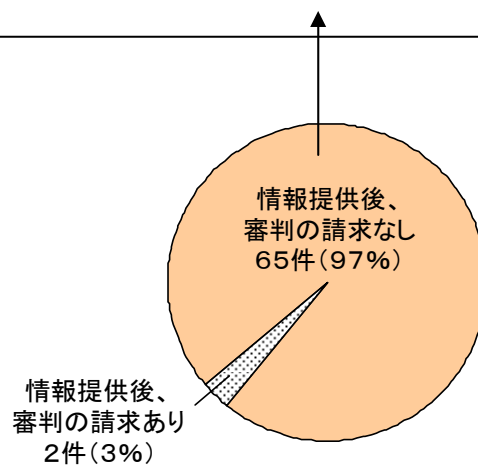
(1) 2010年になされた「特許後の情報提供」について

2010年に、特許に対してなされた情報提供67件について調査。

情報提供後、1年経っても無効又は訂正審判の請求がないもの：65件（97%）

（内訳）

- ・ 情報提供の前後にわたり、無効又は訂正審判の請求がなされていない（55件）
- ・ 無効審判の請求後に情報提供があった（7件）
- ・ 訂正審判の請求後に情報提供があった（3件）



情報提供後、無効又は訂正審判の請求がされたもの：2件（3%）

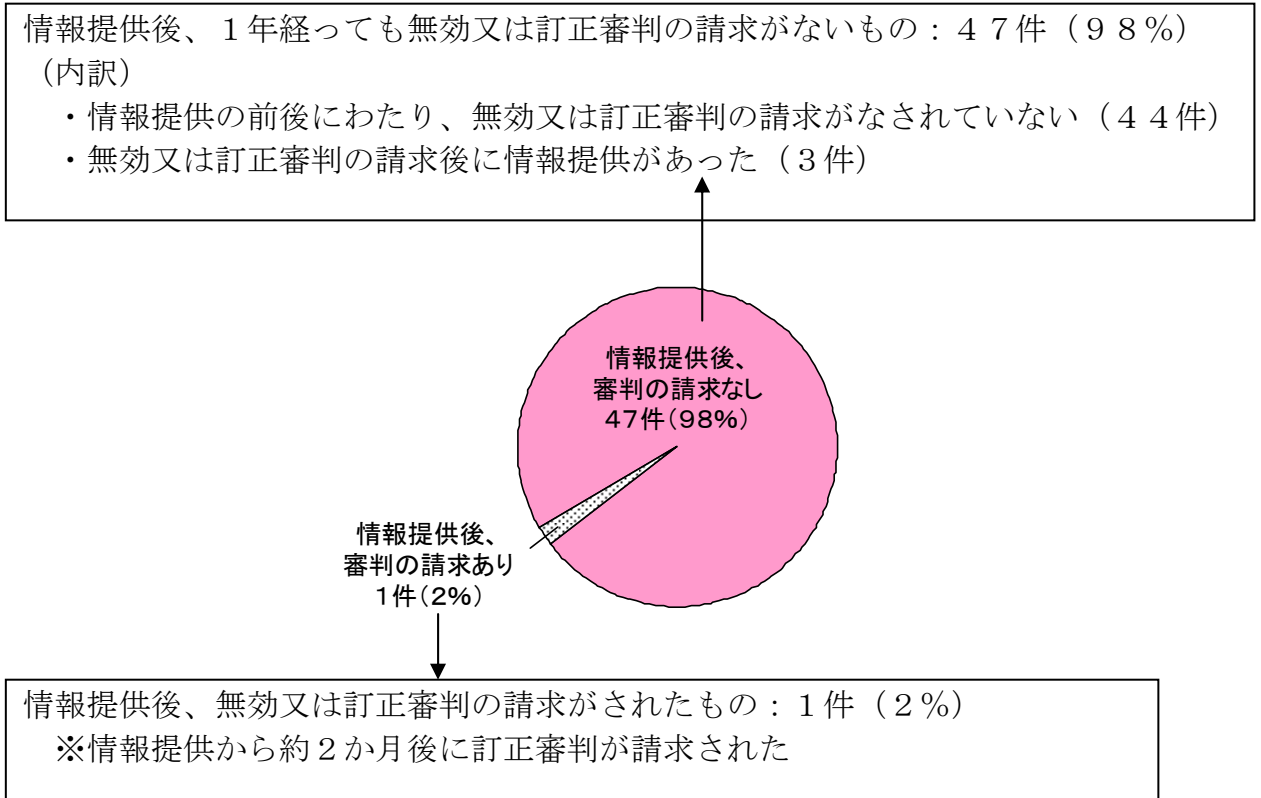
（内訳）

- ・ 審判事件の係属中に情報提供があった当該無効審判の審決後に、別の請求人により無効審判が請求された
- ・ 一回目の訂正審判の請求が取下げられた後、二回目の訂正審判が請求されるまでの間に、情報提供があった

（ただし、情報提供があった旨の権利者への通知は、二回目の訂正審判の請求後であり、特許権者は情報提供があったことを知り得なかったと推測される。）

(2) 2009年になされた「特許後の情報提供」について

2009年に、特許に対してなされた情報提供48件について調査。



特許庁調べ

4. 関連条文（特許法施行規則）

(情報の提供)

第十三条の二 何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより、特許出願が次の各号のいずれかに該当する旨の情報を提供することができる。ただし、当該特許出願が特許庁に係属しなくなつたときは、この限りでない。

一 その特許出願（特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願、同法第八十四条の四第一項の外国語特許出願及び同法第八十四条の二十四第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であつて外国語でされたものを除く。）の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が特許法第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていないこと。

- 二 その特許出願に係る発明が特許法第二十九条、第二十九条の二又は第三十九条第一項から第四項までの規定により特許をすることができないものであること。
 - 三 その特許出願が特許法第三十六条第四項又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていないこと。
 - 四 その特許出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が同条第一項の外国語書面に記載した事項の範囲内でないこと。
- 2 前項の規定による情報の提供は、様式第二十により作成した書面によらなければならない。
 - 3 前項の書面には、第一条第三項の規定にかかわらず、提出者の印を押すことを要しない。
 - 4 第二項の書面には、第一条第三項の規定にかかわらず、提出者の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は法人にあつては代表者の氏名を記載することを省略することができる。

第十三条の三 何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより、特許が次の各号のいずれかに該当する旨の情報を提供することができる。

- 一 その特許が特許法第十七条の二第三項 に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願（特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願、同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願及び同法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であつて外国語でされたものを除く。）に対してされたこと。
 - 二 その特許が特許法第二十九条、第二十九条の二又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたこと。
 - 三 その特許が特許法第三十六条第四項第一号又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたこと。
 - 四 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が同条第一項の外国語書面に記載した事項の範囲内でないこと。
 - 五 その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正が特許法第二百二十六条第一項ただし書若しくは第五項から第七項まで（同法第百三十四条の二第九項において準用する場合を含む。）又は第百三十四条の二第一項ただし書の規定に違反してされたこと。
- 2 前項の規定による情報の提供は、様式第二十により作成した書面によらなければならない。
 - 3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の書面に準用する。